



# 鬼姫狂徒のための便利屋稼業

## 役務利用規約書

合同会社鬼姫狂団（以下、甲とします）は、「鬼姫狂徒のための便利屋稼業」（以下、本役務とします）の利用を希望する購入者会員（以下、乙とします）に対して、以下に記載する条項の通り役務利用規約書（以下、本規約とします）を定めます。

### 第1条（目的）

甲は、自らが管理運営する会員制団体「同人結社鬼姫狂団」（以下、当結社とします）に登録された創芸師及び演武師等の職業会員を活用して本役務を提供し、乙の事業又は生活の利便に貢献します。乙は、本役務の提供の対価として、本規約に記載された所定の報酬を甲に支払います。

### 第2条（取引先）

本役務の対象となる取引先は、当結社に購入者登録をしている法人又は個人の鬼姫狂徒に限ります。鬼姫狂徒になっていない法人又は個人に対しては本役務の提供はできません。

### 第3条（役務内容）

本役務は、甲が登記をした事業目的に関連する業種に基づき、当結社の職業会員を活用して、乙が必要とする業務を遂行するための人員確保をし、指定の時間内において、乙の指示監督の下、当該役務を実施するものとします。

2 本役務が対応する業種は、次に列記する範囲のものとします。

- (1) 映像作品、音楽作品、文芸作品、美術作品並びに電子遊戯作品等の創作物及び文房具、玩具、遊戯機、学習教材、書籍、日用品、服飾品、化粧品、薬品並びに食料飲料品（酒類を含む）等の各種関連商品の企画、制作及び販売
- (2) 上映会、上演会、演奏会、展示会、即売会、競技会、祭礼等各種行事の実施
- (3) 知的財産権の運用
- (4) 広告媒体の運用
- (5) 基金による資産の運用
- (6) 観光商品の販売
- (7) 旅行業法に基づく旅行業の実施
- (8) 観光施設（博物館、旅館（住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を含む）、飲食店、遊戯場及び動物飼育場等）の運営
- (9) 創作活動家、演技活動家、武道活動家及び観光活動家等の研究養成機関の運営



- (10) 映像、音楽並びに武道等実演にまつわる各種業務請負
- (11) 医療福祉、学術教育、婚礼葬祭、異性紹介、保安警備、施設清掃、運輸物流、土木建設、古物売買、情報技術及び農林水産にまつわる事業
- (12) 映像音響収録施設、映像音響収録機材、劇用衣装小道具及び劇用車輛船舶航空機の貸出
- (13) 不動産の売買、賃貸及びその仲介
- (14) 保険商品の販売代理

#### 第4条（申込の成立）

本役務の申込は、当結社公式サイト上の直営販売所にて乙が本役務の購入手続をすることによって意思表示したものとし、甲がそれを承諾する旨の電子郵便を送信することによって成立するものとします。

#### 第5条（業務指示）

乙は、本役務の申込の成立後、速やかに具体的な業務指示書を発行し、甲に送信するものとします。なお、本役務は業務指示書の内容に基づいて実施し、当該業務指示書に記載されていない業務は原則として実施しないものとします。

#### 第6条（事業許認可又は有資格者の配置が必要な業務の取り扱い）

本役務は、事業実施のために許認可が必要な業務又は有資格者でないと実施できない業務に関しては対応できないものとします。但し、乙が当該事業の許認可を取得しており、又、有資格者による監督をすることによって無資格者でも実施することができる場合は、対応するものとします。

#### 第7条（実施時間）

本役務の実施時間は、原則として1日当たり休憩時間を含む8時間とし、標準時間帯を午前9時から午後5時までとします。但し、乙が指示する業務内容によって時間帯をずらすことができるものとします。

2 本役務の実施時間が8時間を超える可能性がある場合は、乙は、可能な限り事前にその旨を甲に通知するものとします。

#### 第8条（役務実施担当者の専属）

本役務を実施する担当者は、乙との長期継続的な取引関係を維持するため、原則として特定の職業会員による専属制とします。

2 専属担当者が体調不良等正当な理由により本役務を実施できない場合は、甲の判断により担当者を変更することがあるものとします。



3 専属担当者が、乙の業務実施において著しく支障がある等、特別な理由がある場合は、乙の都合により他の担当者に変更することができるものとします。

#### 第9条（料金）

本役務の料金は、専属担当者1人当たり、通常、1日15,000円（税込）とします。

2 通常実施時間を延長する場合、1時間につき1,875円（税込）がかかります。

3 延長時間が深夜早朝時間帯（午後10時から午前5時まで）にかかる場合は、1時間につき1,600円（税込）がかかります。

4 通常実施時間が深夜早朝時間帯にかかる場合は、1時間につき320円（税込）を加算するものとします。

5 通常実施時間が法定休日に該当する場合は、1時間につき450円（税込）を加算するものとします。

6 本役務が通常実施時間よりも早く完了した場合、時間割減額はなく、1日分として取り扱うものとします。

#### 第10条（注文単位及び必要稼働日数の通知）

本役務の注文単位は1ヶ月とし、乙は、甲に対して、注文時に必要稼働日数を通知するものとします。

#### 第11条（就業場所の移動）

本役務の実施のために、乙の都合によって徒歩圏内を超えて就業場所の移動が伴う場合は、乙の責任において専属担当者の送迎又は公共交通手段の案内の措置をするものとします。

#### 第12条（役務実施の当日中止）

本役務の実施当日に乙の都合によりその実施を中止する場合は、通常料金の半額7,500円（税込）を取消料金として請求するものとします。

#### 第13条（集合場所への交通費）

本役務を実施するための集合場所への往復の交通費は、甲の負担とし、当日に専属担当者が立替負担するものとします。

#### 第14条（宿泊が伴う場合の宿泊費）

本役務を実施するために乙の都合によって宿泊を必要とする場合、その宿泊費は乙が負担するものとします。



#### 第15条（支払方法）

本役務の料金の支払は、当結社の直営販売所を通じた銀行振込によるものとします。

#### 第16条（支払時期）

本役務の料金の支払時期は、原則として、役務実施日から起算して30日以内、特別な理由がある場合は60日以内とします。

#### 第17条（ハラスメントの防止）

本役務の実施において、乙は、専属担当者に対するハラスメントの防止に努めるものとします。

#### 第18条（安全の管理）

本役務の実施において、乙は、専属担当者に対する安全の管理に努めるものとします。

#### 第19条（特別な教育の実施）

本役務の実施において、専属担当者に対する特別な教育が必要な場合は、乙は、その実施に努めるものとします。

#### 第20条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他



これらに準ずる行為に及んだとき

#### 第 21 条 (契約解除)

甲は、次の場合に本契約を解除するものとします。

- (1) 乙が、正当な理由と共に本契約の解除を申し出た場合
- (2) 乙が、本役務の注文時に、虚偽の申告をしていたことが発覚した場合
- (3) 乙が、連絡なく大幅に遅刻又は現れない等役務遂行が不可能となった場合
- (4) 乙が、前条の反社会的勢力の関係者であると発覚した場合。
- (5) その他、乙が、本役務の相手方として不適格であると判断した場合。

#### 第 22 条 (違約金)

乙が、甲に対して正当な理由なく一方的に本契約を破棄した場合、甲に無断で放棄した場合、又は前条第 2 号から第 5 号までの事由に該当し契約解除する場合、甲は、乙に対して、1 ヶ月の稼働日数につき 1 日当たり違約金 15,000 円を請求する場合があるものとします。

#### 第 23 条 (損害賠償)

乙が、甲に無断で契約履行を放棄し、役務実施日に現れない又は音信不通になる等、多大な支障を生じさせた場合、第 17 条、第 18 条若しくは第 19 条について不徹底があり専属担当者に心身の故障が生じた場合、又は法令に違反する事態が発覚した場合は、甲は、乙に対して、前条の違約金に加えて、別途、損害賠償を請求する場合があるものとします。

#### 第 24 条 (守秘義務)

本役務の実施において、業務上の秘密がある場合は、専属担当者はその守秘義務を負うものとします。

#### 第 25 条 (肖像権の利用)

本役務の実施において、専属担当者の肖像の利用を必要とする場合は、甲乙間で肖像権利用承諾書を取り交わすものとします。

#### 第 26 条 (著作権の帰属)

本役務の実施において、著作権が発生する場合、その著作権は、その本質的創造を専属担当者が行った場合は甲に帰属するものとし、乙が行った場合は乙に帰属するものとします。

2 甲に著作権が帰属する場合は、甲乙間で著作権利用承諾書を取り交わすものとしま



す。

#### 第27条（著作隣接権の帰属）

本役務の実施において、著作隣接権が発生する場合、その著作隣接権は、甲及び専属担当者に帰属するものとし、甲乙間で著作隣接権利用承諾書を取り交わすものとしします。

#### 第28条（個人情報保護）

甲は、本契約によって取得した乙の個人情報を厳重に管理し、責任をもって保管及び廃棄をするものとしします。

#### 第29条（未成年の契約）

乙が、本契約の締結時に未成年である場合、事前に保護者の承諾を得る必要があるものとしします。

#### 第30条（不可抗力）

本役務の実施において、戦争、民族紛争、武力衝突並びに革命等の政治的混乱又は自然災害等の予測不可能な事態によってその実施が不可能となった場合は、甲乙共に本契約を放棄することができるものとしします。

#### 第30条（規約内容の変更）

本規約書の内容に変更事項がある場合は、甲は、いつでも自由に書き換えることができ、変更後の内容が公開された時点で有効になるものとしします。

#### 第31条（協議事項）

本規約書の内容について疑義が生じた場合は、甲乙共に協議の上、解決を図るものとしします。

#### 第32条（合意管轄）

甲乙間で法律上の紛争が生じた場合、第一審の合意管轄裁判所はさいたま地方裁判所とします。

合同会社鬼姫狂団 代表社員 秋元惟史

令和7年1月10日 作成・施行